#### 特定信書便事業の現況

「民間事業者による信書の送達に関する法律」(信書便法)が、平成15年4月1日に施行され、6年半が経過。この間、「一般信書便事業 $^{**1}$ 」への参入はないものの、「特定信書便事業 $^{**2}$ 」への参入は着実に増加。

平成21年9月1日現在の特定信書便事業への参入実績等は次のとおり(「2 特定信書便事業の取扱実績」については平成21年3月31日現在)。

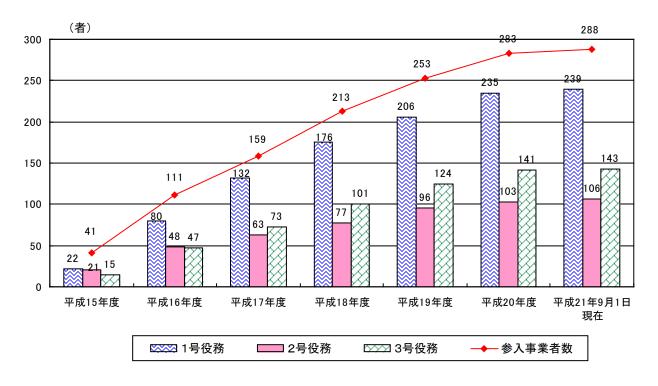
- ※1 はがきや手紙など、軽量・小型の信書便物(長さ 40 cm、幅 30 cm、厚さ 3 cm以下で、重量 250 g 以下)を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則 3 日以内に送達するサービス を提供するもの。
- ※2 特定の需要(以下の3類型)に応えるサービスを提供するもの。
  - ①長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス(1号役務)
  - ②差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス(2号役務)
  - ③料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービス(3号役務)

# 1 特定信書便事業への参入状況

#### (1) 特定信書便事業への参入事業者数の推移

平成21年9月1日現在で288者が参入。平成15年度から20年度までの6年間の平均参入事業者数は概ね50者/年と着実に増加。役務別にみると、1号役務に参入している事業者数が239者と最も多く、次いで3号役務143者、2号役務106者の順(図表1-1)。

図表 1-1 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数※の推移(年度別)



※複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

#### (2) 地域別参入状況

参入事業者288者を本社所在地別で見ると、東京都に本社を置く事業者が54者、大阪府は33者と両都府で87者、全国に占める割合は30.2%と大都市で多くの事業者が参入。一方、特定信書便事業者の本社が所在しない県は47都道府県中6県のみとなっている(図表1-2)。

図表 1-2 参入事業者の内訳(本社所在地別)

都道府県		参入者事業者数	都道	府県	参入者事業者数	都道	府県	参入者事業者数
北淮	事道	1 4	長	野	3	岡	山	6
青	森	2	佪	山	4	広	島	1 4
岩	手	0	石	Ш	5	彐		1
宮	城	1	福	井	3	徳	島	0
秋	田	2	岐	阜	3	香	Ш	1
山	形	1	静	岡	5	愛	媛	3
福	島	1	嵏	知	1 5	峘	知	0
茨	城	1	Ш	重	4	福	畄	1 9
栃	木	0	滋	賀	2	佐	賀	1 1
群	馬	0	京	都	5	長	崎	2
埼	玉	1 3	大	阪	3 3	熊	本	4
千	葉	2	垬	庫	1 0	大	分	4
東	京	5 4	奈	良	3	囪	崎	2
神系	川	1 7	和哥	次山	2	鹿リ	見島	6
山	梨	0	鳥	取	1	沖	縄	4
新	澙	3	島	根	2	全	玉	288

### 2 特定信書便事業の取扱実績

(1) 平成20年度は、総引受通数約425万通(対前年度約1.1倍、売上高約35億円(対前年度約1.2倍)と増加(図表2-1)。

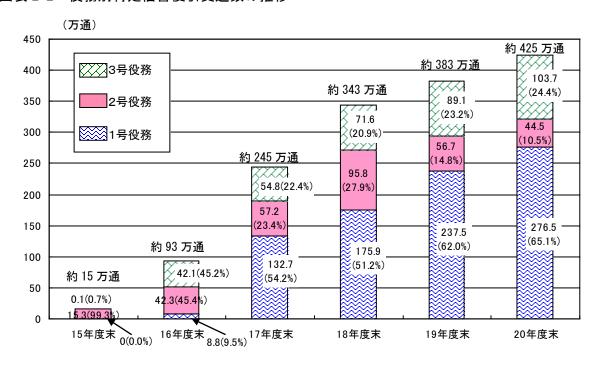
図表 2-1 特定信書便総引受通数及び売上高の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
報告提出	20者	7 1 者	128者	181者	228者	255者
事業者数※		(355.0%)	(180. 3%)	(141.4%)	(126.0%)	(111. 8%)
<b>纵</b> 司亚洛米	15万通	9 3 万通	2 4 5 万通	3 4 3 万通	383万通	4 2 5 万通
総引受通数		(620.0%)	(263. 4%)	(140. 3%)	(111. 7%)	(110. 8%)
売上高	2, 600	5億円	1 2 億円	2 2 億円	2 9 億円	3 5 億円
<b>元上向</b>	万円	(1, 980. 8%)	(230. 5%)	(186. 7%)	(131.5%)	(118. 8%)

<sup>※()</sup> 内の数値は対前年度比

(2) 平成20年度の総引受通数に対する各役務別引受通数の占める割合は、1号役務が65. 1%と最も高い。次いで3号役務24.4%、2号役務10.5%となる(図表2-2)。

図表 2-2 役務別特定信書便引受通数の推移

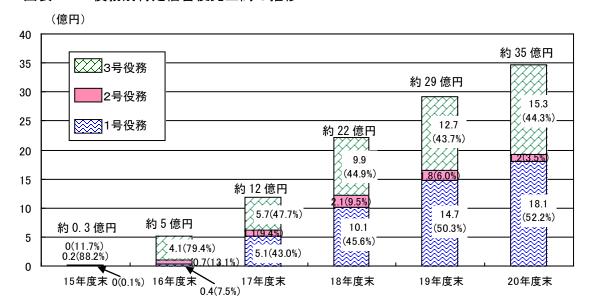


<sup>※</sup>事業実績報告書の提出義務があるのは事業を開始している者のみであるため、特定信書便事業の参入事業者数と必ずしも一致しない。

(3) 平成20年度の総売上高に対する各役務別売上高の占める割合は、1号役務が52.2%、次いで3号役務44.3%、2号役務3.5%となっている(図表2-3)。

総引受通数では、3号役務の約2.7倍あった1号役務(図表2-2参照)は、売上高でみると3号役務とほぼ同程度となっている(平成21年3月末現在)。これは、3号役務の1通当たりの料金が高いため。

※各役務の売上高を引受通数で除した1通当たりの料金は、1号役務654円、2号役務271円、3号役務1,480円。



図表 2-3 役務別特定信書便売上高の推移

### 3 信書便事業者の事業状況

### (1)参入事業者が行う主たる事業

参入事業者288者が行う主たる事業をみると、貨物運送業が224者と大多数を占め、 次いで警備業8者、障害者福祉事業7者の順(図表3-1)となっており、信書便事業に特化し ているのは2者のみ。概して会社全体の売上高のうち信書便事業の占める割合は少ない。

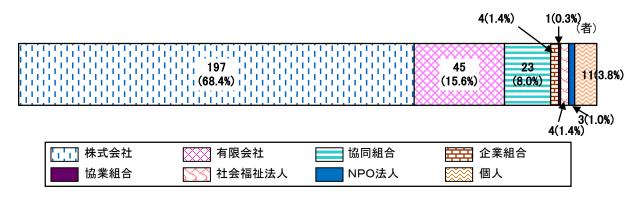
図表 3-1	主要業種別•	参入事業者内訳

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	2 2 4	電気機械器具小売業	3
警備業	8	信書送達業	2
障害者福祉事業	7	不動産業	2
電気通信サービス業	5	建設業(造園工事)	1
廃棄物処理業	5	教育,学習支援業	1
ビルメンテナンス業	5	その他卸売・小売業	5
旅客運送業	3	その他サービス業	1 5
製造業	2	計	288

#### (2) 参入事業者の経営形態

① 経営形態においては、会社形態(株式会社及び有限会社)が242者と84.0%を占める。また、協同組合の組合形態23者(8.0%)(主に県単位の赤帽軽自動車運送協同組合が参入)、個人が11者(3.8%)となっている。その他、社会福祉法人4者(1.4%)、NPO法人3者(1.0%)等がそれぞれ参入(図表3-2-1)。

図表 3-2-1 参入事業者の経営形態



② 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、85.1%(206者)が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上1億円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の67.8%(164者)を占める(図表3-2-2)。

図表 3-2-2 参入事業者 (会社形態のもの) の資本金規模

(者)

資本金	~1 千万円 未満	~1 億円 未満	~10 億円 未満	10 億円 以上	合計
会社数	4 2	1 6 4	2 2	1 4	2 4 2
	(17. 3%)	(67. 8%)	(9. 1%)	(5. 8%)	(100%)

#### (3) 参入事業者の会社全体の売上高

信書便事業以外の事業を含めた会社全体の売上高は、事業者が大手運送会社から個人事業者まで幅広く存在することから、1000万円未満から100億円を超える範囲まで多様(図表 3-3)。

図表 3-3 会社全体売上高別の事業者数

(者)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
古光子》粉	1 3	5 7	119	172	2 2 1	239*
事業者総数	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
	2	2	2	4	7	9
1000万円未満	(15. 4%)	(3.5%)	(1.7%)	(2.3%)	(3. 2%)	(3.8%)
1000 万円~1 億円	2	1 0	1 8	2 7	4 0	4 7
未満	(15. 4%)	(17. 5%)	(15. 1%)	(15. 7%)	(18. 1%)	(19. 7%)
1 億円~5 億円	4	1 9	3 8	5 2	6 1	6 9
未満	(30.8%)	(33. 3%)	(31.9%)	(30. 2%)	(27. 6%)	(28. 9%)
5 億円~10 億円	0	9	1 5	2 6	3 4	3 5
未満	(0.0%)	(15. 8%)	(12.6%)	(15. 1%)	(15. 4%)	(14. 6%)
10 億円~100 億円	3	1 2	3 0	4 2	5 3	5 6
	(23. 1%)	(21. 1%)	(25. 2%)	(24. 4%)	(24.0%)	(23. 4%)
100 /辛四以 -	2	5	1 6	2 1	2 6	2 3
100 億円以上   _	(15. 4%)	(8.8%)	(13. 4%)	(12. 2%)	(11.8%)	(9.6%)

※平成21年9月1日までに営業概況報告書を提出した事業者239者

# 信書便事業の概要

## 1 信書便法の目的

平成15年4月から、信書のユニバーサルサービスを確保しつつ、競争原理を導入(新規参入の促進、利用者の選択肢の拡大)

- ※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)
- ※「ユニバーサルサービス」は、諸外国の制度等も踏まえると、基本的には、**①全国均一料金**、**②ポスト投函制**、**③全国あまねく公平な提供**、**④継続的な提供** の4つの要素から構成されると考えられる。

# 2 信書便事業の類型

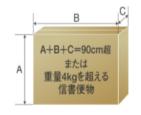
- (1) 一般信書便事業(基礎的なサービス): 許可制 一定の大きさ及び重量の信書を差出日から 原則3日以内に送達
  - ※ユニバーサルサービスの提供義務



(2) 特定信書便事業(特定の需要に応えるサービス):許可制 次のいずれかに該当する信書便のみを提供

①大型信書便サービス(例:本庁・支庁間の巡回便)

②急送サービス (例:バイク便等の急送便) ③高付加価値サービス (例:配達記録、レタックス型)







1,000円を超える料金

# 3 参入状況(平成21年9月1日現在)

#### <類型別>

	一般信書便	特定信書便		
参入事業者数	0	288		

(注)複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と <サービス種類別>の数は一致しない。

#### <サービス種類別>

① 大型信書便サービス(1号役務)	239
② 急送サービス(2号役務)	106
③ 高付加価値サービス(3号役務)	143
計	488